

文京区空家等対策審議会会則 新旧対照表 案

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 21 日施行 平成 30 年 11 月 7 日施行 令和 2 年 4 月 1 日施行 <u>令和 6 年 4 月 1 日施行</u></p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により、審議会に、<u>管理不全空家等</u>・特定空家等対策検討部会を置く。</p> <p>2 <u>管理不全空家等</u>・特定空家等対策検討部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>管理不全空家等に対する措置の実施に関する事項について意見を述べること。</u></p> <p>(2) 特定空家等の認定基準に関する事項について意見を述べること。</p> <p>(3) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関する事項について意見を述べること。</p> <p>3 <u>管理不全空家等</u>・特定空家等対策検討部会の決議のうち、前項第 1 号及び第 3 号の意見に係る決議は、これをもって、審議会の決議とする。</p> <p>第 4 条～第 6 条第 1 項（略）</p> <p>第 6 条</p> <p>2 <u>管理不全空家等</u>・特定空家等対策検討部会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条（略）</p>	<p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 21 日施行 平成 30 年 11 月 7 日施行 令和 2 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により、審議会に、特定空家等対策検討部会を置く。</p> <p>2 特定空家等対策検討部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定空家等の認定基準に関する事項について意見を述べること。</p> <p>(2) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関する事項について意見を述べること。</p> <p>3 特定空家等対策検討部会の決議のうち、前項第 2 号の意見に係る決議は、これをもって、審議会の決議とする。</p> <p>第 4 条～第 6 条第 1 項（略）</p> <p>第 6 条</p> <p>2 特定空家等対策検討部会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条（略）</p>

文京区空家等対策審議会会則 新旧対照表 案

改正案	現行
<p><u>付 則</u> <u>この会則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	